

第7回教育委員会（定例）議事録

1 開 会

令和5年10月24日（火） 14時04分

2 場 所

市役所第2庁舎3階 2-301・302会議室

3 会議に出席した委員

教育長 丹後 政俊
委 員 西田 正志
委 員 山本 恭子
委 員 鈴木 友美
委 員 吉良 佳晃

4 会議に出席した職員

学校教育部長 西羅 忠和
こども未来部長 稲山 悟
社会教育部長 小林 康弘
学校教育次長 岸田 幸雄
こども未来次長兼保育教育課長 西嶋 睦美
教育総務課長 酒井 寛興
学校教育課長 浅田 智広
学 事 課 長 山本 毅
教育研究所長 足立 圭吾
東部学校給食センター所長 石田 哲也
子育て企画課長 竹見 朋子
社会教育課長 谷掛 昭二
文化財課長 村上 由樹
中央図書館長 小島 理三
田園交響ホール館長 酒井 直隆
総 務 課 長 河南 剛
中央公民館長 藤井 正作
教育総務課課長補佐 山内 俊秀

5 議事日程及び議案

別紙の通り

6 開会宣言

14時04分

7 会 期

（自）令和5年10月24日

（至）令和5年10月24日 1日間

8 会議録署名委員名簿

吉良佳晃委員

9 閉 会

15時56分

丹後教育長 全委員 丹後教育長	日程第 1、令和 5 年度第 6 回会議録の報告、承認について意見等はないか。 異議なし。 全員異議なしで、会議録をこのとおり承認する。
丹後教育長	日程第 2、会議録署名委員は、4 番吉良佳晃委員を指名する。
丹後教育長	日程第 3、会期は令和 5 年 10 月 24 日、本日 1 日間とする。
丹後教育長	日程第 4、議案第 11 号「丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」子育て企画課に説明を求める。
竹見課長	《議案書に基づき説明》
山本委員	国の改正に伴うものであり異論はないが、認定資格研修の詳細を教示願う。
竹見課長	条例の第 10 条 3 項の (1) ～ (10) で基礎資格を定めており、その上で研修を修了した者が放課後児童支援員となる。研修、認定資格については、兵庫県が委託し実施している。年に 2 回程度、研修の機会があり、1 回の研修につき 4 回程度の勉強会を受講し、放課後児童形成育成の目的や制度内容、児童期の生活や子どもの発達理解、障害のある子どもの理解等、16 科目を修了すると認定資格が得られる。
山本委員	これまでこの研修を受けていない人については、支援員になれなかったのか。それとも補助員という位置づけであったのか。また、補助員については、研修は特になのか。
竹見課長	現時点において丹波篠山市で勤務している全ての放課後児童支援員が認定資格を持っている。なお、資格は持っても勤務時間の関係等で敢て補助員として勤務している方もいる。
丹後教育長 全委員 丹後教育長	議案第 11 号「丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」採決をする。異議はないか。 異議なし。 全員賛成で、議案第 11 号「丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」は原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第 12 号「丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」子育て企画課に説明を求める。

竹見課長	《議案書に基づき説明》
山本委員 竹見課長	早朝延長等の利用希望がある場合のみ、対応していくことになるのか。 保護者からの希望を聞き取った上で、7時から7時半までの早朝利用、18時から19時までの延長利用ができる形となる。その上で今回の資料には添付していないが、別に設定をしている利用料を延長料金として徴収する。
鈴木委員	民営時のサービス水準を維持するために城南児童クラブのみ延長時間対応があるかたちになっているが、今後、他の児童クラブで同じように取り組んでいくことはあるのか。
竹見課長	現時点ですべての放課後児童クラブでの対応は考えていない。ただ、実際に早朝利用は特にないが、仕事の都合で6時半に迎えに来られないケースは他の児童クラブでも多くあることから、利用料金は発生していないが、市民サービスという視点から、できる限り安全に預かることは続けていきたいと考えている。
西田委員	改正案で追記する第4条2項の「保護者のやむを得ない事情」について、どのようなことを想定されているのか。
竹見課長	これまでの延長実績からは、仕事は終わっているが交通事情で6時半に間に合わない場合や、家庭の事情により迎えの人が代わり6時半に間に合わない場合を想定している。
西田委員	保護者のうっかり等で遅れた場合には、追加料金をいただくと理解すればよいのか。
竹見課長	城南児童クラブについては、そのような形になっている。なお、城南が民営から公設公営になる際に公営の児童クラブの時間に合わせられないかとの話もしてきたが、民営時のサービスをそのまま引継ぎたいとの強い思いがあり、今はそれを引き継いだかたちで運営している。ただ、実際には延長の利用人数も少ないこともあるので、何年か様子を見ながらどのようなかたちで運営していくのが最も良いのかを考えていきたい。
西田委員	保護者への説明をしっかりと行うことで理解を得ること、また他の施設と不公平が生じないようにお願いしておく。
竹見課長	他の地域から城南だけでなくサービスを拡充いただきたい等の声もあることから、しっかりとニーズを聞きながら整理していきたい。また、6時半の閉所時間をしっかりと周知するとともに、時間に間に合うように協力を要請していくことも必要と思っている。
鈴木委員 竹見課長	城南以外で6時半に間に合わない事例はどの程度あるのか。 把握しているのは直営の3児童クラブのみであるが、城南については先ほど説明したように若干ある。古市はほぼない。味間については、週に1～2回程度、10分～20分程度遅れる事例がある。
稲山部長	城南児童クラブについては、昨年の今頃に民間で運営されていた方が自分たちはもう出来ないと申し出られる中、市としてはそのままの形態で続けて

	<p>いくこととした。他の公営に合わせてもらうことも選択肢にはあったが、利用者を第一に考え、これまでの水準でサービスを維持することとした経緯がある。その際、ご意見のように、他の公営施設についても同様のサービスが求められることも想定したが、延長対応については就業時間が長くなることで勤務者の負担や費用も膨らんでくることから、当面はこれまでのサービス水準を維持しつつ、今後の状況を踏まえ検討していきたいと思っている。城南地区の皆さんが民営で取り組んでこられた児童クラブであり、その熱い思いを繋ぎながら市として受皿をつくってきたということでご理解をお願いしたい。</p>
丹後教育長	<p>議案第 12 号「丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」採決をする。異議はないか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
丹後教育長	<p>全員賛成で、議案第 12 号「丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決する。</p>
丹後教育長	<p>議案第 13 号「丹波篠山市保育所条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」保育教育課に説明を求める。</p>
西嶋次長	<p>《議案書に基づき説明》</p>
丹後教育長	<p>質疑はないようですので、議案第 13 号「丹波篠山市保育所条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」採決をする。異議はないか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
丹後教育長	<p>全員賛成で、議案第 13 号「丹波篠山市保育所条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」は原案どおり可決する。</p>
丹後教育長	<p>日程第 5、報告事項に移る。報告 1「寄附採納について」教育総務課に報告を求める。</p>
山内課長補佐	<p>《議案書に基づき報告》</p>
丹後教育長	<p>報告 2「後援名義の承認について」教育総務課に報告を求める。</p>
山内課長補佐	<p>《議案書に基づき報告》</p>
吉良委員	<p>丹波篠山「里山と子どもをつなぐ+」の内容について教示願う。</p>
山内課長補佐	<p>国庫補助を受け、都市部の年長クラスを対象に丹波篠山の豊かな里山を生かした体験型プログラム提供するもので、今年度の 10 月と 1 月、来年度の</p>

<p>山本委員 山内課長補佐</p>	<p>5月、6月、10月と1月に下笹見地内で実施される。このプログラムの中で地元の幼稚園や保育園児等にも声をかけ交流を図ることを確認している。</p> <p>スポーツ指導者講演会について、講演者を教示願う。</p> <p>「スポーツ競技力を高める正しい体の使い方」をテーマに、東京大学等でスポーツ科学を研究されている小林寛道氏、「メンタルトレーニング～気を取り入れた心の訓練～」をテーマに、滋賀大学の名誉教授で日本スポーツ心理学会名誉会員の豊田一成氏の2名を講師に実施されることを確認している。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>報告3「第124回丹波篠山市議会議長月会議一般質問について」教育総務課に報告を求める。</p>
<p>酒井課長</p>	<p>《議案書に基づき報告》</p>
<p>山本委員</p>	<p>安井議員の一般質問のうち、学校園再編計画の議論において、統廃合については行政が一方向的に進めるものではないということ、統合に向け保護者や地域の機運が熟成され、具体的な統合プランが俎上にあがってきた場合には進めるとの見解を示されている。</p> <p>私も保護者として、少子化が進展する中、どの学校も人数が少なくなり、将来を不安に思うこともある。教育委員会での調査研究だけでなく、保護者や地域の方に対しても、統廃合時のメリットやデメリット等の情報を示す必要があるのではないか。でなければ、なかなか意見は出ないとともに、将来をみんなで考えることができないと思うので、そうした情報提供があれば一保護者としてはありがたいと感じる。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>答弁書にもあるように、出生数も含めた子どもの推移を見ながら、当面の間は、小規模化が進んでいるということも踏まえて、小規模のメリットをさらに生かすとともに、デメリットを解消する、軽減する方策を検討していきたいと考えている。</p> <p>国が言っている個別最適な学びや一人一人を丁寧に見ていく学びについては、本市では既に取り組んできていると思っており、子どもが減ることについての不安はあると思うが、決してマイナスだけでは捉えずに、少人数を生かした取組も含めた情報発信が大事であると思っている。</p> <p>報告11の教育長報告で説明しようと思っていたが、関連があるので先に報告する。41ページをご覧ください。本市でも検討してきたが、小規模化、少人数化については、全国的な傾向でもある中、文科省や兵庫県でも手引や考え方を整理しており、それらをまとめている。</p> <p>小中学校の標準規模については、法的には12～18学級が標準の規模とされているが、少子化が進む中、適正に準ずるものとして、少なくとも小学校6学級以上で複式学級がないということ、中学校1学年2学級以上でクラス替えができる規模が基準になると思っている。これは、平成22年の「篠山</p>

市立小中学校適正配置等審議会答申」でも示されている。

この基準に達しない場合は、すぐに統廃合するということではなく、小規模校のメリット、デメリットについて整理している。小規模・小人数のメリットとして、一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすいということがあり、実際に今、タブレット端末等を活用して取り組んでいる。二つ目に、個に応じた学習課題を設定し、複数年にわたり徹底的に追究させることもできることがあり、小規模校であれば、全ての子どもの特性を全ての先生が理解していることから、担任が変わっても共通理解が出来ている中で、学年や年度に縛られずに伸ばしていくこともできる。また、三つ目に、様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。また、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、踏み込んだ意見交換をさせることができ、多い人数であれば1回しかできない発言が、何往復もした意見交換ができ、議論を深めていくことができる。また、異年齢の学習活動が組みやすく、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。また、地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすいことがメリットとして挙げられる。

デメリット及びデメリットの緩和・解消策もまとめている。デメリットの一つ目は、社会性や多様な意見に触れる機会が不足することであるが、それに対しては、ICTを活用し他校との交流や合同授業、基礎学力の保障や多様な情報に触れることで緩和・解消を図ることができる。他校だけではなく他国と繋がることもできる。また、上級生をリーダーとする異学年集団での年間を通じた協働学習や体験学習を実施することで、上級生、先輩のようになりたいというあこがれ意識を持てることもある。また、学校教育活動への地域人材の効果的な参画を促進して、社会性を涵養する機会を確保することで、社会性や多様な意見に触れる機会を一定程度カバーできると考える。

二つ目のデメリットとして、切磋琢磨する態度や向上心を高める機会が不足することも考えられるが、そこについては、他校との合同授業や合同行事の実施、本市で既に取り組んでいるスクールブリッジや他校と一緒に自然学校へ行く等、色々な行事を一緒にすることや、各種の検定やコンクールに積極的な参加、体験活動などの機会を活用して、早い段階から様々な進路の選択肢を意識することによって、緩和・解消を図ることができると示されている。

他に、緩和・解消策が示されていなかった部活動の種類が限定されることについては、部活動の地域移行の中で補えるのではないかと思っている。男女比の偏りが生じやすいことや教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題については、現時点では課題のまま残っているが、山本委員ご指摘のメリット・デメリットについては、デメリットの緩和・解消策も含めて、保護者等へ発信していきたい。あわせて義務教育学校や小中一貫校、小規模特認校等についても研究をしていきたい。

丹後教育長	報告4「小中学校児童生徒の問題行動等について」学校教育課に報告を求めらる。
浅田課長	《議案書に基づき報告》
山本委員	篠山中学校以外で、適応指導教室のように部屋を設けている学校はあるのか。
浅田課長	決まったスペースを設けているのは篠山中学校だけであるが、状況に応じ保健室を活用している事例はある。
西田委員	ゆめハウスの子どもたちの状況について、もう少し詳しく教示願う。
浅田課長	現在は15名が在籍しているが、平均で3～4名程度の利用となっている。学校とゆめハウスに並行して行っている児童生徒もいるし、ゆめハウスのみを利用しているものもある。
西田委員	ゆめハウスの課題について、教示願う。
浅田課長	学校に戻していくことも大切な要素であると思うが、中学生から小学生まで多様な子どもたちが活動しているので、学校とは違った学びという意味において、子どもたちが人間関係を形成していく効果もあると認識している。
丹後教育長	報告5「令和5年度9、10月小・中・特別支援学校定例校長会について」、学校教育課、教育研究所課に報告を求めらる。
浅田課長・足立所長	《議案書に基づき報告》
山本委員	子どもの生活習慣状況調査の結果で、メディアの視聴時間について、3歳、5歳、小学校1年生においても3時間以上の割合が増えているのが気になった。すごく長いと感じるが、教育研究所ではどのように分析されているのか。
足立所長	まずは実態を把握することを進めており、結果をもとに、校長を通じて保護者に伝えていく。
山本委員	遊びについて、「保護者の方はお子さんと自然で触れ合う遊びをされますか」との質問に対して、88.4%とほとんどの方がよくする、機会があればすると答えている反面、「お子さんは、どんな遊びをよくしていますか」との質問の回答においては、子どもたちは室内の遊びが多くて、自然と触れ合う遊びが少ないと感じた。例えば、平日の幼稚園や保育園などで外遊びをし、土日はユーチューブや室内遊びをしているのか。どのように理解すればよいのか。
足立所長	「お子さんと一緒に、自然と触れ合う遊びをされていますか」との質問については、主観的に保護者自身が一緒に自然と触れ合う遊びをしているかを答えられている。それに対し、「お子さんは、どんな遊びをよくしていますか」との質問については、子どもの様子を見られている中で、どんな遊びを

	<p>よくしていますかということ複数回答で聞いていることもあり、「自然遊びをしている」「していない」を判断し、その頻度がユーチューブよりも多いか、少ないのかといった質問ではないので、必ずしも連動する結果にはなっていないと考えている。そのうえで、草花やドングリなどの自然遊び、それから虫探しなどの遊びに関して、回答割合が若干減っているところをお伝えし、自然と触れ合う機会は子どもたちの成長にとって大切ですということを改めて伝えていこうと考えている。</p>
丹後教育長	<p>報告6「学校水泳における市施設活用モデル事業の検証および今後の方向性について」学校教育課に報告を求める。</p>
浅田課長	<p>《議案書に基づき報告》</p>
西田委員	<p>よくまとめ、整理できていると思う。どんな事業するにあっても、目的や趣旨をはっきりさせた上で、課題を分析しながら実施していくことが大事であると思うので、また次年度の検証をしながら取り組まれない。</p>
吉良委員	<p>水泳授業の目的で挙げられている「水泳系で求められる身体能力を身に付けること」については評価されているが、他の「水中での安全に関する知的な発達を促すこと」及び「水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこと」について、モデル事業による評価があれば教示願いたい。</p>
浅田課長	<p>「水中での安全に関する知的な発達を促すこと」については、技能だけを身に付けるのではなく、それぞれが考えて練習方法を考えており、また自分で工夫している方を探していくといったことが必要であるが、これは課題として認識しており、教員とインストラクターで調整していきながら授業の構成を考えていきたい。また、「水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこと」については、現時点で着衣水泳の実施は難しいが、教室でのビデオ学習等、学校とも協議しながら、そうした指導も行っていきたい。</p>
丹後教育長	<p>報告7「有機チャレンジ米及びフランス料理献立の提供について」学校給食センターに報告を求める。</p>
石田所長	<p>《議案書に基づき報告》</p>
山本委員	<p>有機チャレンジ米を給食で出していただくこと含め、子どもたちに安全で安心できる給食を提供いただいていること感謝する。有機チャレンジ米のチャレンジとはどのような意味なのか。</p>
石田所長	<p>有機米と認定されるには3年程度の期間が必要である中、今回、化学肥料や農薬を使用せずに栽培している米については、まだ有機米と認定できないことから、有機米にチャレンジしているお米として有機チャレンジ米と呼称している。</p>

山本委員	水田除草機の技術実証が行われたとあるが、水田除草機について教示願う。
石田所長	農薬を使わないで除草するための機械である。
山本委員	フランス料理献立については、画期的でなかなか体験できない食の提供ということで本当に感謝している。ランチタイムにフランス料理の献立についても説明するとのことであるが、文化も一緒に説明いただけたらと思うが、どうか。
石田所長	ランチタイムについてはチラシであり、メニュー紹介や献立に携わった地元シェフの紹介を掲載する予定である。
西田委員	有機チャレンジ米と農都のめぐみ米との関係は。
石田所長	現在、給食はすべて農都のめぐみ米となっているが、今回、有機チャレンジ米3日分を確保し、提供するものである。
西田委員	将来的には全量とはいかずとも、一定量を有機チャレンジ米として確保し、提供していく方向性なのか。
石田所長	今後の収量によるが、一気に拡大するものではないことも含め、農都のめぐみ米を提供していく。
西田委員	栽培者は市内の方か。
石田所長	市内で栽培しているものである。
西田委員	本日の説明では分かりにくいことも多く、質問させていただいた。とてもよい取組であると思うので、なおさら子どもたちや保護者に対し、有機チャレンジ米の概念等を丁寧に説明していただきたい。
丹後教育長	報告8「丹波篠山市立城東保育園・かやのみ幼稚園あり方検討委員会の進捗状況について」子育て企画課に報告を求める。
竹見課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告9「令和5年度9月幼稚園・こども園長会について」保育教育課に報告を求める。
西嶋次長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告10「たきこども園における給食への異物混入事案について」保育教育課に報告を求める。
西嶋次長	《議案書に基づき報告》
西田委員	繰り返しになるが、安全第一で取り組まれたい。マニュアルや対応に不備があるのであれば、都度見直されたい。

丹後教育長

報告 11「教育長報告」について報告する。

前回の定例教育委員会以降のスケジュールについては 38～39 頁に記載している。10/12・13 の全国へき地教育研究大会兵庫大会に参加した。初日の開会式は姫路で行われ、沖縄から北海道まで何百人の参加者が見守る中、最後のアトラクションで西紀北小学校児童がデカンショ踊りを披露するとともに発表を行ったが、参加者からは非常に良かったとの声を聞いた。翌 13 日については、県内で多くの研究発表がある中、母子小を訪れた。母子小は完全複式学級で全校生は 14 人、小規模特認校であり、地区内の児童が 5 人、地区外からは 9 人が就学している。100 人ぐらいの先生が見守る中、体育館を教室に見立て、4 人の子どもがいつものように堂々と発表し、授業をしていた。少人数でも良い教育ができることを改めて実感する機会となった。なお、良い面ばかりではないので、色々な課題も含めて、今後の丹波篠山の教育、学校の在り方も考えていく必要があるという思いを強くした。

以上で、本日の審議は全て終了する。

これをもって、第 7 回定例教育委員会を終了する。